

国指定名勝 柴田氏庭園
保存管理計画書

平成24年3月
敦賀市教育委員会

序 文

柴田氏庭園は近世敦賀の有力農民であった柴田権右衛門の旧宅です。敦賀一の名峰野坂山を借景とする美しい池泉庭園と武家調の屋敷構えや書院は、小浜藩主休憩所ともなった由緒と近世豪農の在りし日の姿を、現代の私たちに生き生きと伝えてくれます。昭和7年に庭園と書院が、平成19年には屋敷地全体が国の名勝に指定されているほか、市指定史跡ともなっており、芸術的・歴史的価値を高く評価された貴重な文化財です。

敦賀市ではかねてより管理者として、この美しい庭園の管理に力を尽くしてまいりましたが、平成19年に屋敷地全体の一体的な保存を目指して柴田氏庭園保全整備事業をスタートさせました。その中で平成20年には所有者であった柴田家ご一族から敷地全体を寄附していただき、現在は敷地とその周辺を市が所有・管理しております。平成22年までに崩壊の危険があった土蔵と通用門の緊急修復を完了しましたが、同時に検討を重ねてきた保存管理計画につきましてもこのたび完成させることができました。

今回策定した保存管理計画は、敦賀の宝である柴田氏庭園を将来にわたって維持継承していくための基本的な方針を定めたものです。策定にあたっては柴田氏庭園保全整備委員会において庭園や建築、歴史の先生方に専門的な見地からご指導をいただくとともに、地区の皆様にも委員として参加していただき地元の視点から貴重なご意見をいただきました。その結果、文化財としてふさわしい保存管理のあり方はもちろん、地域に根ざし愛され続けていくための施策についても方針を示すことができたものと思います。

今後は、この計画を基本として管理を徹底していくとともに、整備事業を推進してまいります。課題はまだ山積しておりますが、庭園や建物の修復、周辺環境の整備を通じて柴田氏庭園が未永く美しく保たれ、そして敦賀を代表する名勝地として、市民の皆さま、そして敦賀を訪れる多くの皆さまに親しんでいただけるよう努めていく所存です。

末筆ながら、計画策定にあたりご尽力いただきました委員の皆様、維持管理にご協力くださっている地域の皆様、そして関係各位に衷心より御礼申し上げます。

平成24年3月

敦賀市教育委員会
教育長 下野 弘喜

例言

1. 本書は国指定名勝柴田氏庭園の保存管理計画書である。
2. 本計画は柴田氏庭園の保全整備事業の基礎計画として敦賀市教育委員会が策定したものである。
3. 本計画策定にあたっては平成 19 年度に設置された「名勝柴田氏庭園保全整備委員会」において、委員の指導と助言を得た。委員の構成は下記のとおりである。

委員長	藤原 武二	福井県文化財保護審議会会長（庭園）
委員	外岡慎一郎	敦賀短期大学地域総合学科教授（歴史）
委員	高嶋 猛	福井大学大学院工学研究科講師（建築）
委員	榎崎 誠三	市野々区長（平成 21 年度）
委員	橋本 正光	市野々区長（平成 22 年度から）
委員	古市 謙三	櫛林区長（平成 22 年度まで）
委員	安藤 和夫	櫛林区長（平成 23 年度から）
委員	木原 征次	若葉町区長（平成 21 年度から）
4. 本計画策定にあたっては、学校法人瓜生山学園 京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センターに計画立案を委託した。
5. 本書掲載の柴田氏庭園全体図は、平成 20 年度に行った植生調査にあたって、昭和 57 年度に福井県教育委員会が作成した「柴田氏庭園実測図」（縮尺 1:200）の地割をトレースしベース図面としたものである。
6. その他、建造物および絵図資料の収集、検討について、各委員の協力を得た。

目次

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯	1
第1節 目的	1
第2節 経緯	1
第3節 指定の状況	1
(1) 昭和7年指定	1
(2) 名勝追加指定	1
(3) 指定面積	2
(4) 名勝指定範囲内のその他の文化財	2
第2章 柴田氏庭園の概要	3
第1節 地理的環境	3
(1) 立地	3
(2) 周辺の文化財	6
第2節 歴史的環境	7
第3節 構成要素	9
(1) 庭園	10
(2) 建造物区域	16
(3) 外周	23
(4) 前庭	23
(5) エントランス	26
(6) その他	26
(7) まとめ	27
第4節 柴田氏庭園の文化的価値	28
第3章 保存・管理	29
第1節 保存・管理の基本方針	29
(1) 保存・管理の基本理念	29
(2) 保存・管理の方針	30
第2節 現状変更の取り扱い	31
(1) 現状変更の許可申請または同意の協議を必要とする行為	31
(2) 現状変更の許可が不要の行為	31
第4章 整備・活用	36
第1節 整備・活用の基本理念	36
第2節 整備・活用の基本方針	36
(1) 修復・復原	36
(2) 管理・活用	38

第5章 管理・運営	39
第1節 管理・運営の目標	39
第2節 管理・運営の体制	39
第6章 事業計画	40
【主要参考文献】	42

図目次

図1 位置図 1：25000	4
図2 位置詳細図 1：2500	5
図3 柴田氏庭園のゾーニング	9
図4 「日本庭園史図鑑」所収の実測図（昭和11年実測）	13
図5 柴田氏屋敷関連絵図の時期と内容	19
図6 柴田氏屋敷現況図	20
図7 柴田氏屋敷江戸期状況図	20
図8 柴田氏屋敷明治期状況図	21
図9 柴田氏屋敷大正期状況図	21
図10 屋敷内の給排水経路詳細	24
図11 借景保全に必要な高度	37

表目次

表1 福井県内における国指定名勝	6
表2 柴田氏庭園の沿革	8
表3 柴田氏庭園における修理、調査一覧	13
表4 柴田氏屋敷建物変遷推定表	21
表5 保存管理計画表	34

写真目次

写真1 航空写真（2008年撮影）	3
写真2 国指定名勝 西福寺書院庭園（敦賀市原）	6
写真3 市野々新田絵図（柴田一男氏所蔵）	7
写真4 借景庭園	10
写真5 栗石敷の州浜	10
写真6 築山より中島を望む	11

写真7	野坂山の借景	11
写真8	市野々新田絵図（部分）	12
写真9	柴田氏屋敷図（部分）	12
写真10	西面より書院を望む（昭和11年）	14
写真11	紅梅岡より見たる刈り込みの背景樹（昭和11年）	14
写真12	書院より西面中島を望む（昭和11年）	15
写真13	中島石組、蓬莱島を望む（昭和11年）	15
写真14	滝組護岸石組手法（昭和11年）	15
写真15	書院と借景庭園	16
写真16	欄間の彫刻	17
写真17	上段の間と鳥居形態	17
写真18	母屋外観写真（昭和30年）	22
写真19	母屋倒壊状況 居宅側（昭和32年）	22
写真20	母屋倒壊状況 通用門側（昭和32年）	22
写真21	冠木門	25
写真22	エントランスの畑地と県道沿いに残る桜並木	25
写真23	柴田氏庭園を横切る県道敦賀・美浜線	27
写真24	柴田音頭奉納	28

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

第1節 目的

本計画は、国指定名勝「柴田氏庭園」について、その本質的価値を明らかにし、これを将来にわたって適切に後世に継承していくため、保存管理の方針や方法、整備活用のあり方について具体的に規定することを目的としたものである。

第2節 経緯

柴田氏庭園は近世小浜藩の有力豪農であった柴田氏が新田開発の拠点として構えた屋敷地および附属する庭園の総称である。「敦賀富士」の異名をとる野坂山を借景とした庭園が芸術上または観賞上の価値を高く評価され、昭和7年に借景庭園と書院が国の名勝に指定された。

柴田氏庭園は以後、広く一般に公開されて訪れる人々を楽しませてきた。名勝指定範囲については旧粟野村、合併後は敦賀市を管理者とし維持管理が行われてきたが、一方で屋敷地内の名勝指定地以外の部分においては、建造物を中心に老朽化が進行し、荒廃した状態となっていた。平成2年に屋敷が無くなったのをきっかけに、屋敷地全体の保存について敦賀市と所有者である柴田氏との協議が開始され、発掘調査（平成3年）や屋敷地の市史跡指定（平成11年）が進められた。その間、一部の建造物についていよいよ倒壊の危機に直面した状態となったことから、屋敷地を一体的に保全するため、平成18年に屋敷地全体を名勝に追加指定することを文化庁に意見具申し、平成19年7月26日に追加指定を受けた。

こうした中で、敦賀市では柴田氏庭園保全整備委員会を設置し、土蔵・通用口の緊急保存修理事業に着手した。その過程において、平成20年11月11日、地権者5名より柴田氏庭園の全域について寄附を受けた。

平成23年現在、今後の保存・活用に向けた総合的な保存管理の方針を定めるため、保存管理計画（本書）および整備基本計画の策定を進めている。今後これらの計画をもとに整備事業を行うとともに、多くの人々に親しまれる庭園として保存・活用を推進していく予定である。

第3節 指定の状況

(1) 昭和7年指定 名勝指定年月日 昭和7年4月19日

(指定文書)

元禄ノ初年柴田氏ノ祖権右衛門ノ築造ニ係リ後屢ニ藩主ノ休所トナレリ環濠ノ一部ヲ以テ園池トナシ背後ニ築山ヲ設ク屋前池ノ北岸ハ玉石ヲ敷キテ磯濱ヲ作り南岸築山ノ溪間ニ瀧ヲ懸ク池中蓬來嶋ヲ置キ二橋ヲ架ケ池邊石ヲ配ス處々松、杉、榿等ノ大樹亭立シ刈込ノ矮樹点綴シ借景トシテ野坂山ノ秀峰ヲ遠望ス築山 泉水庭トシテ 清雅ノ中雄勁ノ趣ヲ存ス

(2) 名勝追加指定 追加指定年月日 平成19年7月26日

(市意見具申文書)

名勝柴田氏庭園の既指定地部分(2,340.56 m²)については、敦賀市が管理団体に指定されており、従来、敦賀市の管理の下に保全、公開を行ってきたが、今回の追加指定申請地(6,717.14 m²)については、地主の長期

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

に亘る不在のため荒廃が進んでいた。敦賀市としては、江戸前期の開発地主の居館及び庭園として、屋敷地全体を一体的に保全したいと考え、管理を任せてもらえるよう長年に亘り地主と交渉してきたが、漸くこのたび追加指定及び敦賀市の管理について地主の同意が得られた。したがって、近世豪農の館跡庭園として、屋敷地割、濠及び水系を含め一体的に保存整備することにより、名勝庭園の価値が高まると考えるので、追加指定申請いたしたい。

(文化庁名勝の追加指定文)

近世小浜藩の有力豪農であった柴田氏は、十七世紀の後半に新田開発の拠点として、敦賀近郊の市野々の地に屋敷を構えた。その敷地は一辺約 60m の方形の区画を成し、その外側に幅 5～6m の濠が巡る。東南面する中央付近が街道からの導入部となっているが、現在、この部分の濠は埋められ、土塁は削平されて残らない。屋敷構えにやや遅れて作庭されたと伝えられる庭園は、屋敷の西南面の濠の一部を園池として取り込み、背後の土塁を築山に見立てて造られている。濠を利用して造られているため、池は深く岸辺はやや急勾配となっており、特に北東の池岸は小さな玉石張となっている。築山には滝石組があり、その右前方の池中に配置された中島には土橋が架けられている。現在、池に面して建つ数奇屋風の書院建築は、破風板の裏面に残された墨書から文化二年(1805年)に再建されたものと考えられている。入母屋造銅板葺きであるが、当初は柿(こけら)葺きであったものと推定される。床・付書院をもつ八畳の奥座敷からは、池を前景に築山の樹間を越えて、「敦賀富士」の異称をもつ野坂山を遥かに遠望することができる。以上のように、柴田氏庭園は豪農の屋敷の地割を活かして作庭された江戸時代の庭園で、野坂山を借景とするなど敦賀地方の風土を活かした独特の意匠・構造をもつことから、芸術上または観賞上の価値は高く、昭和七年四月十九日に名勝に指定された。今回、既指定地である園池、築山、書院建築等の敷地に連続し、濠および土塁を含む屋敷地の全域を追加指定し、庭園と一体の地割について保護を図ろうとするものである。

(3) 名勝指定面積

昭和7年指定当初	2,340.56 m ²
平成19年追加指定後	9,057.70 m ²

(4) 名勝指定範囲内のその他の文化財

- ・敦賀市指定天然記念物 甘棠園のヤマモモ(昭和40年7月5日指定)
- ・敦賀市指定天然記念物 甘棠園のクスノキ(平成元年3月10日指定)
- ・敦賀市指定史跡 市野々柴田氏屋敷(平成11年2月1日指定)

第2章 柴田氏庭園の概要

第1節 地理的環境

(1) 立地

柴田氏庭園は敦賀平野南西部の市野々地籍に所在する。敦賀市は、福井県嶺南地方の東端に位置し、北は天然の良港である敦賀湾に臨み、他三方を山々に囲まれ（写真1）、近畿・東海と北陸との交通の要所として、また大陸との玄関口として、古来より栄えた港町である。市野々地籍は敦賀市中心市街地から南西へ3.0kmほどの距離、敦賀平野南側の扇状地端付近、黒河川支流の助高川左岸の氾濫原に位置している（図1）。昭和30年の敦賀市合併以前は旧粟野村に含まれていた。

本庭園の周辺は、第1種住居専用地域にあたり、既存の集落と新興住宅地が混在する住宅街となっている。敷地南東には県道敦賀・美浜線（旧国道27号）が通っており（図2）、附近沿線には大規模商業店舗が分布していることもあって、交通量は比較的多い。

柴田氏庭園へのアクセスは、公共交通機関利用の場合、JR北陸本線敦賀駅から福井鉄道バス桜ヶ丘行きで21分、市野々停留所下車すぐの場所で、自家用車等を利用の場合は、北陸自動車道敦賀ICより約15分～20分程度となっている。

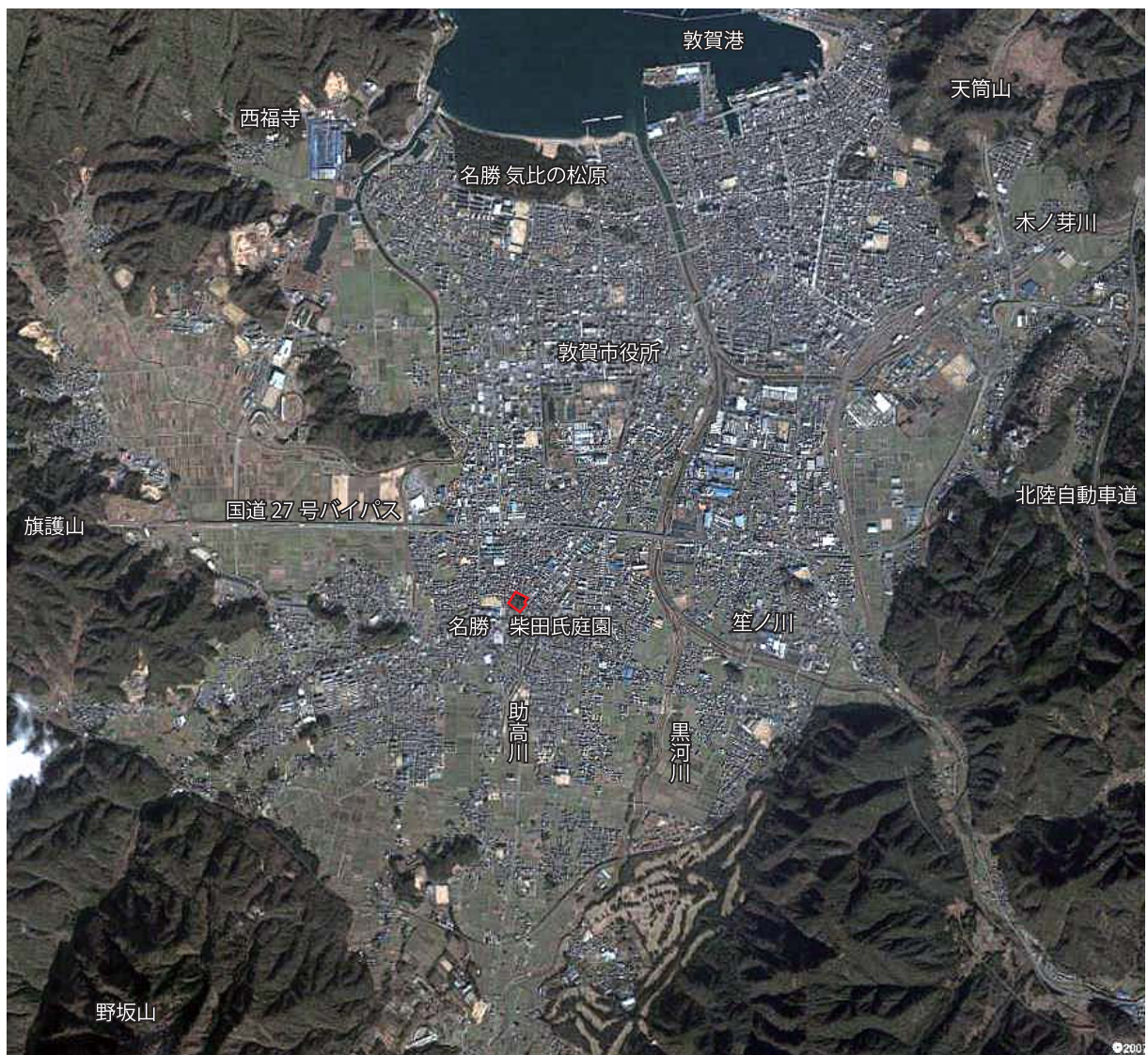


写真1 航空写真（2008年撮影）

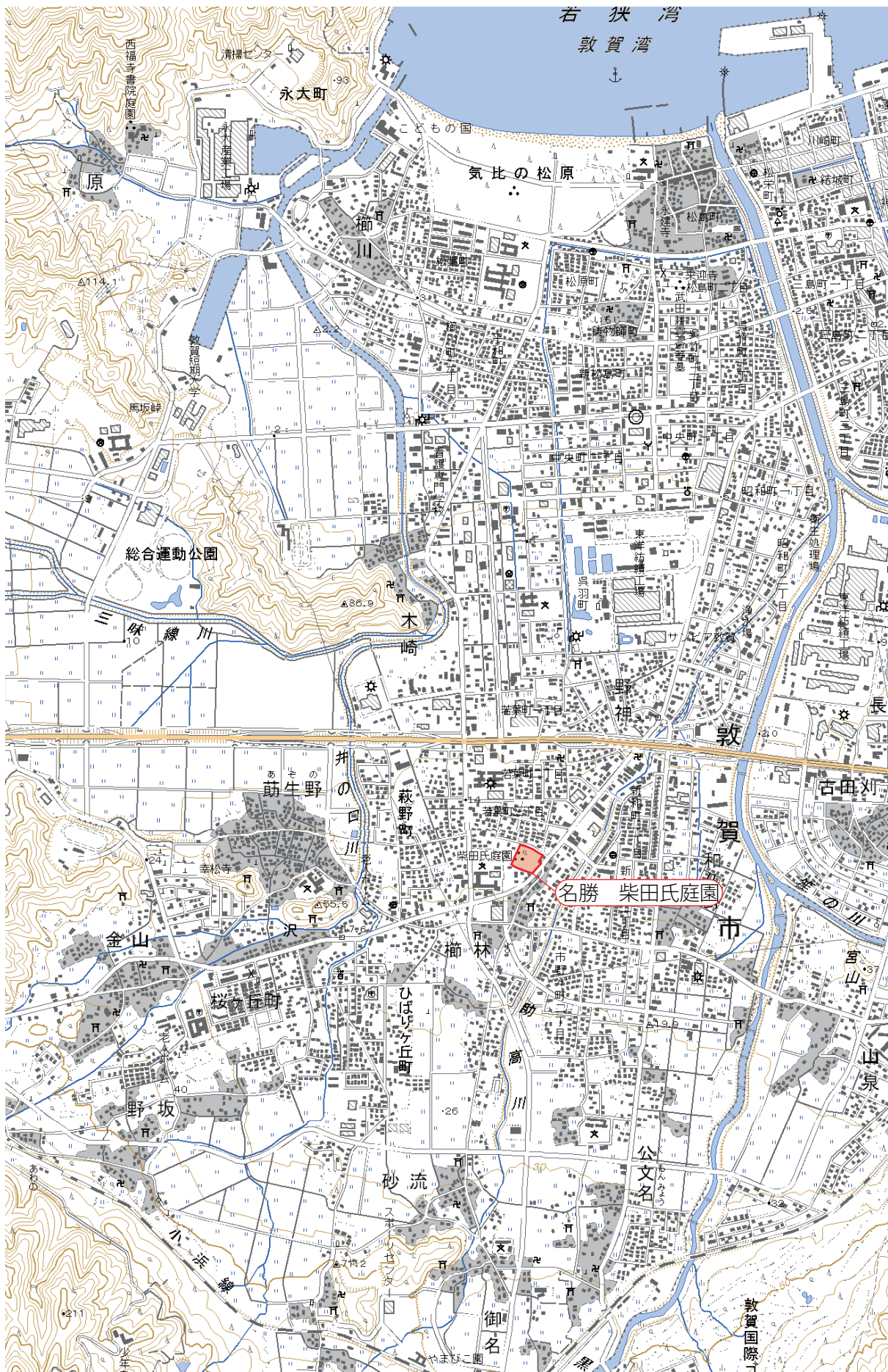


図1 位置図 1 : 25000



図2 位置詳細図 1 : 2500

第2章 柴田氏庭園の概要

(2) 周辺の文化財

柴田氏庭園は福井県内に14件ある国指定名勝(表1)の中の1つである。敦賀市内には本庭園のほかに、原地籍所在の西福寺庭園(写真2)と気比の松原がある。敦賀市内にはその他、国・県・市指定合わせて、有形文化財122件、民俗文化財12件、記念物54件、計188件(平成24年3月31日現在)の指定文化財が存在する。

柴田氏庭園周辺には、助高川上流において櫛林遺跡や砂流遺跡など古代から近世にかけての遺跡が存在するが、目立った遺構等は見つかっていない。また、柴田氏庭園の敷地自体が柴田氏甘棠館屋敷跡の名称で埋蔵文化財包蔵地に登録されており、市の史跡ともなっている。

表1 福井県内における国指定名勝

	名 称	所在地
1	柴田氏庭園	敦賀市
2	西福寺書院庭園	敦賀市
3	気比の松原	敦賀市
4	一乗谷朝倉氏庭園(※特別名勝)	福井市
5	養浩館(旧御泉水屋敷)庭園	福井市
6	城福寺庭園	越前市
7	東尋坊	坂井市
8	滝谷寺庭園	坂井市
9	旧玄成院庭園	勝山市
10	伊藤氏庭園	南越前町
11	梅田氏庭園	池田町
12	三方五湖	若狭町
13	若狭蘇洞門	小浜市
14	萬徳寺庭園	小浜市



写真2 国指定名勝 西福寺書院庭園(敦賀市原)

第2節 歴史的環境

本庭園の成立以前、市野々の地は助高川の洪水によって荒撫地化した田園地帯であったという。中世末の大洪水によって多くが砂入り地となっていたこれらの逃散田地の再開発を小浜藩から請負ったのが、野坂から分家移住してきた初代柴田権右衛門であった。権右衛門は当初、隣接する櫛林村から開発を始め、同地に屋敷を置いたが、開発の進行に従って寛文2年（1662年）に市野々に屋敷地を移した。これが柴田氏庭園の始まりである。寛文7年（1667年）の初代権右衛門の没後は、嫡子の権七郎清信が市野々新田と屋敷地を相続している。以後柴田家当主は代々権右衛門を名乗り、市野々を拠点とした。

屋敷地割についての記録の初出は貞享4年（1686年）で、翌年9月にかけて郡中寄人足を使って水溜池や防水池に利用するとの名目で、屋敷に周濠を掘らせたとの記録がある。これは同時期に描かれた市野々新田絵図からも確認できる。同絵図には濠をめぐる長屋門をもつ邸宅が描かれているが、借景庭園の記載がなく、建物等も現在とは配置が異なるなど今日に至るまでに新改築があったことがうかがえる。

柴田氏の新田経営は、小浜藩の支援に拠るところが大きく、柴田家に伝わる文書からは、農民でありながら名字帯刀の特権を許されたのみならず、年貢の免除や金子の援助などを幾度となく受けていたことがわかる。柴田氏は新田経営のみにとどまらず、酒造業を営み、油座名義も取得するなど、商業にも多角的に取り組んでいたが、経営に失敗し、天明7年（1787年）には身上潰れの状態となった。その過程で酒・油経営をやめ、持高の半分近くを小作地に変更している。以後も柴田氏の経済状態は厳しく、奉公人不足による収支赤字状態が続いたようであるが、その一方で、助高川の度重なる氾濫に対応した河川改修を実現するなど、小浜藩の全面的な支援を継続的に受け、新田経営は継続されていた。柴田氏庭園についても、単に柴田家の屋敷としてだけでなく、小浜藩主の休憩所ともなっていたことが記録に見え、こうした点からも柴田氏と小浜藩との密接な関係を見ることができる。

しかし明治維新後、小浜藩の後ろ盾が失われると、柴田氏の個人財産のみでは屋敷を管理することが難しくなっていく。そうした中で、昭和7年に借景庭園および書院が国の名勝として文化財指定され、指定範囲については栗野村による管理がなされることとなった。さらに第2次世界大戦後、農地解放によって柴田氏とその小作の関係が解体を余儀なくされると、建物維持に必要な労働力確保が難しくなり、管理不全が発生するようになった。農地解放当時、柴田家当主は市野々全体を「古荘制度」として文化財申請するなどして土地の売渡に抵抗したが認められず、結果大幅に資産を縮小させている。

以後、栗野村や、合併後は敦賀市によって保存のための修理や整備が幾度となく行われたものの、特に名勝

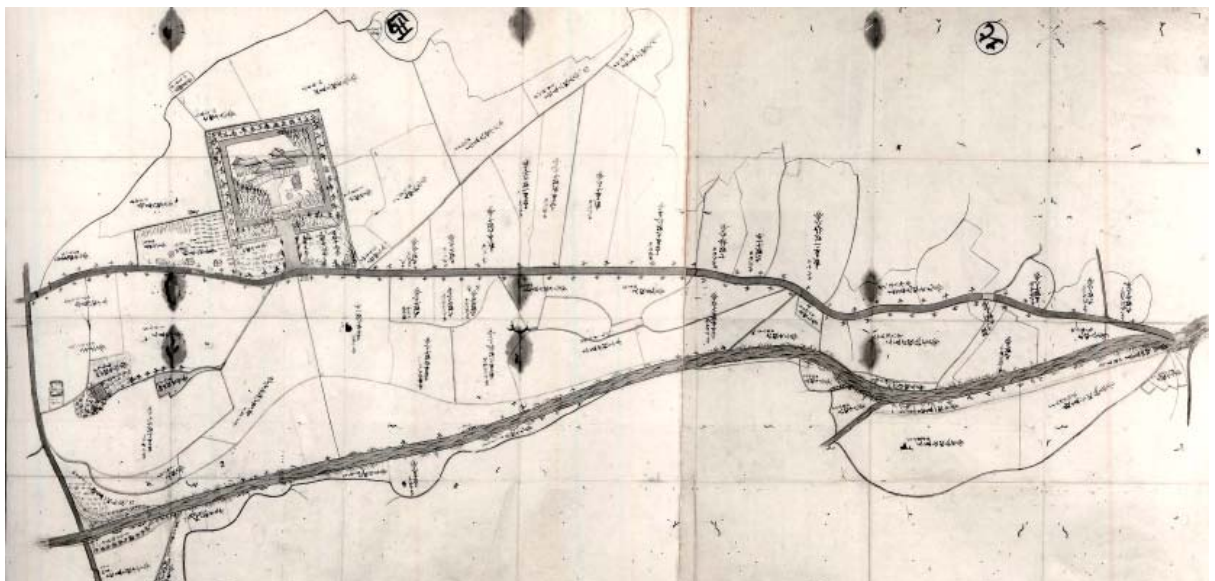


写真3 市野々新田絵図（柴田一男氏所蔵）

第2章 柴田氏庭園の概要

指定範囲外の建物部分では、昭和32年に積雪によって母屋が倒壊、所有者の柴田氏も住居を移し、平成2年にはついに無人になるなどして荒廃が進行した。平成19年に建物を含む屋敷地全域へ指定範囲が拡大した時点において、残っていた建物は書院、居宅、通用門、土蔵、冠木門であり、そのうち居宅は雨漏りにより棟が腐朽、土蔵は屋根が落下、通用門は倒壊寸前のところを支柱により何とか維持している状態であった。

平成20年に地権者から寄附を受け、屋敷地全体を敦賀市が所有することとなり、現在は保存・整備に向けた準備が進められている。郊外型大型店が進出し、またその周囲の農地も郊外住宅地に変化し、市内でも人口密集地域のひとつになってきたことから、借景の維持や、さらには近隣の住民に文化財としての意義を再認識してもらう必要性が生じてきている。

表2 柴田氏庭園の沿革

寛文2年 (1662年)	柴田権右衛門	市野々に屋敷を構える
寛文7年 (1667年)	権右衛門死去	嫡男権七郎清信 市野々の新田と屋敷を相続
貞享4年 (1686年)		屋敷の周囲に濠をめぐらせる
貞享年間		市野々新田絵図描かれる (書院庭園なし)
	この間に庭園・書院が作られる	(庭は元禄期 (1688 ~ 1703)、書院は正徳期 (1711 ~ 1715) との研究成果あり)
元文2年 (1736年)	小浜藩主休憩所としての初出記録	
天明7年 (1787年)	柴田権右衛門身上潰れ	
寛政7年 (1795年)	書院屋根葺き替え	
文化2年 (1805年)	書院建て替え	
昭和7年 (1932年)	庭園と書院が国の名勝に指定	
昭和8年 (1933年)	国指定部分の管理者に粟野村を指定	
昭和25年 (1945年)	農地解放に際し、柴田家「古荘制度」による除外を主張するが認められず	
昭和30年 (1955年)	合併により敦賀市が管理者となる	
昭和32年 (1957年)	積雪により母屋倒壊	
昭和56年 (1981年)	園池～外濠にかけての大規模修理 (～昭和60年)	
平成2年 (1990年)	無人となる 柴田氏と敦賀市の保存協議始まる	
平成3年 (1991年)	旧母屋跡などの発掘調査実施	
平成11年 (1999年)	屋敷地を市の史跡に指定	
平成18年 (2006年)	敦賀市が屋敷地全体の管理者となる	
平成19年 (2007年)	柴田氏庭園保存整備委員会発足 (専門家3名)	
	屋敷地全体が国の名勝に追加指定される	
	土蔵・通用口などの緊急保存修理開始 (～平成22年)	
平成20年 (2008年)	地権者5名により市に寄付される	
	保全整備委員会に地元3区長が加わる	
平成22年 (2010年)	土蔵・通用口などの緊急保存修理完了	